

大通達甲（備）第5号
大通達甲（警）第17号
大通達甲（生）第6号
大通達甲（刑）第7号
大通達甲（交）第6号
令和2年3月25日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分県警察災害対策推進委員会設置要綱の改正について（通達）

大分県警察災害対策推進委員会の運営については、「大分県警察災害対策推進委員会の設置について」（平成29年3月30日付け大通達甲（備）第3号、（警）第8号、（生）第4号、（刑）第4号、（交）第4号）に基づき、災害対策を持続的に推進しているところであるが、別添のとおり「大分県警察災害対策推進委員会設置要綱」を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（警備運用課災害係）
（警務課企画係）
（生活安全企画課企画係）
（刑事企画課企画係）
（交通企画課企画係）

別添

大分県警察災害対策推進委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に、大分県警察災害対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、南海トラフ地震など、今後発生が懸念される大規模災害に備えるため、大分県警察における災害対策を持続的に推進することを任務とする。

第3 構成及び運営

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長
副委員長 警備部長
委員 警務部長
生活安全部長
刑事部長
交通部長
警務部参事官兼首席監察官
警察学校長
警務部総括参事官
大分県情報通信部長

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第4 幹事会

- 1 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、災害対策に関する企画立案及び総合調整を行い、大分県警察における諸対策の推進を図るため、委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警備部長
幹事長代理 警備部総括参事官
副幹事長 警務部総括参事官、生活安全部総括参事官、刑事部総括参事官及び交通部総括参事官
幹事 警務部 広報課長、会計課長、施設装備課長、警務課長、厚生課長、留置管理課長及び情報管理課長
生活安全部 生活安全企画課長、地域課長、人身安全・少年課長、保安課長及びサイバー犯罪対策課長
刑事部 刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、組織犯罪対策課長及び鑑識課長
交通部 交通企画課長、交通指導課長、交通規制課長及び運転免許課長

警 備 部 警備企画課長、外事課長及び警備運用課長
大分県情報通信部 機動通信課長及び通信施設課長

- 3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

第5 連絡室

- 1 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に連絡室を置く。
- 2 連絡室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

室 長 警備部警備運用課長

副室長 各部企画官及び災害対策官

室 員 幹事の属する所属の警部以上の階級（同相当職を含む。）にある者又はこれに準ずる者のうち、室長が指名する者

- 3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、連絡室の運営について準用する。

第6 庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備部警備運用課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。